

『小右記』にみる藤原実資の文字情報利用

—身分の変化にもとづく時系列的把握の試み—

重田 香澄

はじめに

改めていうまでもなく、平安時代の日記は政務や儀式といった「公事」を中心に、「私不得止事」等についても、「忽忘」に備えるために日々書き記していくものであった⁽¹⁾。そのため、日記には、原則として時系列的に、記主が記載する価値を認めた事項が書き連ねられていくこととなる。また、日記は、書き留める・書き残すことが目的であるために、それ以上の作為は入り込みにくく、記載の対象となる事柄も多様である。日記本文中に引用・参照・言及される記録・典籍・文書類のような文字情報もこの例外ではない。その時々が必要と思われるものの必要な部分が、その都度取り出され、日記本文中に組み込まれていった。ゆえに、記録類の利用を時系列的に把握することは、記主の記録類利用の傾向を捉える上で軽視できないものと考えられる。

この点において示唆的なのが、藤原実資の日記『小右記』中の無記名情報について、記事数の変化が、記主・実資の位階・官職の変化と深く関係しているという和田容理子氏の指摘である⁽²⁾。同氏の検討は言説（音声情報）に関するものだが、記主を含めた誰かしらによりもたらされ、記主の取捨選択を通して日記紙面に書き留められる（固定される）点は文

字情報も同質といえる。よって、日記記主の位階・官職との関係という視点は文字情報の検討においても有効なものと考えられる。しかし、現在に至るまで、文字情報全体としてそのような検討は行われていない。³⁾ おおよその傾向は雰囲気として掴んでいるが具体的な把握が為されておらず、そのために文字情報全体としての利用を議論することが難しい状況が続いている。

本稿は、こうした研究状況を踏まえて、藤原実資の記録類との関わり方を、実資の身分や政治状況等に即して、つまり時系列的に整理・把握を試みたものである。『小右記』には多種多様な記録・典籍・文書が引用・言及されている上、記述が詳細であるため、それらが利用された背景もわかりやすい。人ひとりやがどの段階、どの局面で、どのようなものを見たか、やりとりしたか、を概観することは、その人にとってそのものが持つ意味を一層明らかにしてくれるであろう。それはこの時代の記録類の利用のあり方を考える上でも、実資という人物を考える上でも、有益なことと考える。

本稿の対象となるのは逸文を含め、『小右記』に「○○云：」や「見○○」、「在○○」等のように、ある情報が何らかの記録類に記載されている（可能性がある）こと、または、「無」所「見」、「誤也」等のように記載・記録のないことや齟齬のあることを明記してある記事である。本稿では、実資をはじめとした人々が、何らかの行動・判断をするに当たって、過去の情報、過去に成立した情報をどのように利用したのかを把握することに目標を置いている。そのため、ここでいう記録類とは、おおよそ後代に参照されることを予期・期待された文字情報、または、後代への拘束力・影響力を成立当初から、もしくはその後に持たされた文字情報、ということになる。

具体的には、『西宮記』卷十 殿上人事に「凡奉公之輩可_二設備_一文書」として挙げられている、

凡奉公之輩、可_二設備_一文書

一、礼儀事、

江都集礼、^{百廿}沿革礼十卷、^{已上}内裏式、^(三卷)儀式、^{十卷}年中行事、式曆、外記序例、弁官記、叙位例、除目

^{六卷}唐書

例、外記内記等文書目録、

一、政理事、

群書治要、五十卷、已上唐書、但君(臣)之問事、尽此書也、 諸司式、延喜式、五十卷、今案或 官曹事類、天長格抄、官奏報、

申文、 宣旨目録、交替式三卷、但新、 勘解由使勘判例、新定酒式、例等、

一、罪法事、

律、十二卷、相兼、 類聚檢非違使宣旨、勘札事、卷、 政理方也、

一、諸雜事、

類聚国史、二百卷、始從日本記至三子仁和之雜事、無有遺漏、

律令格式その他法典類、『日本書紀』以下の国史、『儀式』等の官撰儀式書に加え、外記序例や各種記文(5)のような諸官司に蓄積された文書・記録群の類、『西宮記』等私撰の儀式書類、外記日記や『醍醐天皇御記』、『清慎公記』等の公私の日記等がわかりやすいところとしてまず挙げられる。他に、寺社や個々の家に蓄積された文書・記録の類なども参照されるのであれば対象とした。但し、「如_レ式」や「如_レ例」のように、単に問題がなかったことを記しておくだけのようなものについては採録していない。また、漠然と「已無_レ所_レ見」とあるのみで、どこにないのが不明確なもの、「往古不_レ聞也」のように単に先例から逸脱していることを示すだけのものも今回の検討からは外してある。また、成立時には行動・判断の根拠となることなど殆ど想定されていなかったであろう漢籍についても、参考にされているのであれば検討の対象とした。一方、記録作成と記録参照が同時進行的な事発日記・勘問日記などは、本稿で検討しようとしているものと性格がやや異なるため、今回検討の対象から外している。

一・藤原実資についての基本的な事項の整理と時期区分

まずは、時系列的把握に必要な物差し、藤原実資の生涯の節目を設定しておきたい。日記が基本的には朝廷での職務遂行のために綴られたものである以上、朝廷での身分の変化、多くの場合は昇進が節目となるという認識は間違いないであろう。

藤原実資は、天徳元年（九五七）に藤原齊敏の男として生まれ、祖父実頼の養子となり、右大臣を極官として永承元年（一〇四六）に薨じた。実資の養父実頼は、その弟師輔とともに父忠平の儀式を受け継ぎ、師輔の九条流に対し小野宮流と称される故実流派の系統の祖とされる。実資は、その小野宮流の継承者として、『小野宮年中行事』撰述など、同流の整備・確立に努めた。⁽⁷⁾ 兼家・道隆以下、師輔流が権勢を張りつつある廟堂においても、その出自と豊富な知識によって独自の立場を通じた。詳しくは先学の業績に譲るとして、ひとまず実資の官歴と位階を中心に押さえておく。⁽⁸⁾

実資が参議の前段階、天皇に近侍する藏人頭に初めて任じられたのは天元四年（九八二）、円融天皇のもと、実の伯父である藤原頼忠が関白を務めていたときで、このとき右近衛少将であった。永観元年（九八三）冬には左近衛中将に任じられている。永観二年（九八四）に花山天皇が即位したときも、即日藏人頭に任じられた（関白は頼忠）。寛和二年（九八六）、一条天皇が即位したあと（摂政は藤原兼家）も、永延元年（九八七）冬には藏人頭となっている。参議になったのは翌々年、永延三年（九八九、八月に改元して永祚元年）の春のこと、翌年秋には従三位になり、頼忠の薨後、兼家・道隆が摂政・関白を務めた間を参議として過ごすこととなる。

道長が一条天皇の内覧となった長徳元年（九九五）、秋に権中納言となり、正官に転じたのは伊周失脚後、道長が左大臣に昇任したのと同じ長徳二年七月二十日のことである。この時期、檢非違使別当や右衛門督、太皇太后宮大夫を兼ねている。権大納言・右近衛大将に任じられたのは長保三年（一〇〇一）秋のこと、正官の大納言には八年後の寛弘六年（一

〇〇九）春に転任、三条朝も大納言として過ごし、後一条天皇の治安元年（一〇二二）秋、大納言としては上臈の藤原道綱や左大臣藤原顕光が薨じた後、右大臣となった。同年、皇太弟傅（敦良親王、のちの後朱雀天皇）にも任じられ、後朱雀天皇即位まで務めた。この間、右大将は長久四年（一〇四三）に辞すまで在任し続け、右大臣も薨年まで務め続けたとみられる。

本稿では、議政官以前の天元四年（九八一）から永延三年（永祚元年、九八九）を藏人頭期、参議に昇任した永祚元年（九八九）からを参議期、権中納言、中納言であった長徳元年（九九五）から長保三年（一〇〇一）を中納言期、権大納言、大納言であった長保三年（一〇〇一）から治安元年（一〇二二）を大納言期、右大臣となった治安元年（一〇二二）から致仕する長久四年（一〇四三）までを右大臣期と区分して検討していく。但し、本文が残っているのは天元五年（九八二）から長元五年（一〇三二）まで、逸文は長久元年（一〇四〇）までである。

尚、『小右記』の残存状況は部分ごとに大きく異なっている。記事がまとまって残っているのは天元五年から長元五年までで、季節ごとに一巻分を単位として略本を含めた残存率を示すと、藏人頭期が四六・四％（二八季中一三季）、参議期が五〇％（二六季中一三季）、中納言期が五四・五％（二二季中一二季）、大納言期は年数が長いので天皇で区切ると、一条朝が一七・五％（四〇季中七季）、三条朝が六八・四％（一九季中一三季）、後一条朝が六三・六％（二二季中一四季）、右大臣期も長いので政治状況などから藤原道長薨前と後に分けると、薨去前が八八％（二五季中一二季）、薨去後が六六・七％（二二季中一四季）となっている。記事の分布状況を数字でみる際に、記主の意図とは関係のない差が出てしまうことも考えられるが、本稿では、出てきた数字に対して平均値を出す等の加工はしないこととした。残されている部分は、全体の縮図とまではいかなくとも、全体的な記事の割合・傾向をある程度は反映していると考えたからである。

以下、時期ごとに、どのような記事が、どういう経緯で実資の手許に集められたのか、主な事例の紹介と共に見ていく。尚、引用する史料は断りのない限り大日本古記録『小右記』である。

二・時期ごとの傾向

(i) 議政官以前(藏人頭期：天元四年(九八二)～永延三年(永祚元年。九八九))

※但し本文は天元五年から

議政官にあがる前、大体藏人頭を務めていたこの時期については、近衛少将・中将として、もしくは藏人頭として関与した事についての記事がほとんどである。近衛次将と藏人頭では文字情報との関わり方も大きく異なる。まずは近衛次将としての文字情報参照・言及記事からみていく。次の史料は実資が右近衛少将であった天元五年(九八二)正月一五日条である。

今日兵部手結、称_レ障不参、府真手結、同称_レ障不着、依_二大将頼命_一、侵_レ夜参調、次参_二籠内御物忌_一、兵部手結上卿不参、彼省申_二此由_一、被_レ仰云、可_レ召_二遣公卿_一者、皆悉申_二障由_一、即仰_二彼省_一、令_レ勘_二延引例_一、申云、天曆以来無_二延引之例_一、以往之例文書破損、不_レ能_二引勘_一者、詞申云、去年按察大納言為光被_レ入_二手結_一、然依_レ無_二射手_一、不_レ行_二手結_一退出云々、仰云、指_二左衛門督重光_一可_レ召遣_二者_一、(後略)

実資は、本来なら衛府官人として参加すべき兵部・近衛府両手結に障と称して参加せずにはいたが、右大将藤原濟時の命により参内、物忌中の天皇のもとに参籠している。しかし、肝心の射礼の射手を選抜する兵部手結の上卿が不参であったため、実資は兵部省と連絡を取り、このような場合の措置について同省に蓄積されている記録等をもとに勘申するよう言い付けている。兵部省は、天曆以来延引した例はなく、天曆以前については記録類が破損していて調べられないと伝えてきた。そこで、あらたに兵部手結を行わせることとした左衛門督源重光(この時中納言)に連絡を取ったり(伝えたのは藏人の藤原孝忠)もしている。左近衛中将となつてからの寛和元年(九八五)十一月二日、花山天皇大嘗会卯日節会の記

事では、近衛中将としての振る舞いについても記録類を参照している様が窺える。

(中略…天皇、廻立殿出御、沐浴など)了易御服^一着^二神服^一、御大嘗宮^一、悠紀、余候御劔^一、権中将公任候御筥^一、御劔・璽等内侍所持候、是先例也、而内侍不^レ候、又是惟成等所^レ行也、可^レ謂^二失誤^一、左大臣服^二神服^一、率^二神祇官^一前行、又他儀如^レ式、神殿事不^レ具、神具等不^レ御以前、皆可^二具候^一也、公卿以下執^二神具^一供^レ之、已及^二寅剋^一也、甚違例了還^二御廻立殿^一、又供^二御湯^一、此度御大嘗宮^一、主基辰時許還^二御廻立殿^一、易^二神服^一、御^二手輦^一、御^二小安殿^一、其道經^二龍尾道東階^一、自^二余事如^レ式^一、近衛中少将着^二縫腋袍^一・壺胡籙、浅履等^一也、官人以下及諸衛服^二大儀^一、式云、可^レ服^二大儀^一、然而年々日記近衛中少将其如^レ此也、

このときはなにかと違例が多かったようだが、権中将の公任と共に御劔・御璽を持つて候じていることから、実資は近衛中将として奉仕していることが窺える。⁽¹⁰⁾ 引用文中に二回ほど出てくる「如^レ式」や、「式云、…」の「式」は臨時の儀式・行事の際に有職の公卿に作らせた「式文」、⁽¹¹⁾「年々日記」は、近衛府としての行事への参加に関わることで、おそらくは、左右近衛府で日々の業務や近衛府の関わる儀式等について書き継いできた陣日記であろう。⁽¹²⁾

ここで、実資は、自らも含めた近衛の中・少将の服装について、「式」を参照しつつも、「日記」をもとに適切かどうかを判断しているのである。他には、永観二年(九八四)一〇月一〇日の花山天皇即位、八省院行幸の際の近衛大将以下の位置について、「今案^二府式^一、」⁽¹³⁾として参照されている「近衛府式」や、寛和元年正月九日、左近衛府荒手結を行うに当たり、官人達が射手の条件として持ち出し、実資も所在を尋ねたものの確認できなかった「前年起請」などもこれに類するものといえそうである。

これらは、おおよそ頭中将の実資には見ることもさほど難しくはないであろう陣日記・殿上日記等、所属官司に蓄積された記録類と考えられるものや、実資が所持していても不思議はない『延喜式』などで、実資自身が参照・確認しているものが殆どであることを押さえておきたい。

藏人頭としては情報運びを中心に、外から関わっていたものが殆どである。特に特徴的なのが、実資より地位の高い人への伝言（取り次ぎ）が大半を占めることである。たとえば、天元五年（九八二）二月一七日の記事をみてみる。

早朝参殿、申去十五日所承之纶旨、被奏云々、案内裏式、加冠者傳之可奉仕、理髮者納言可奉仕也、納言若無其人、可及参議、而中納言左衛門督重光已堪其事、可然歟、檢延喜十六年日記、中納言定方奉仕、応和三年参議朝忠奉仕、官旨・乳母等叙位事、其数不同、延喜官旨一人・乳母二人、応和官旨一人・乳母四人、若可多者、可被據、応和例、若可少者、可被依、延喜例歟、又詔書趣不同、依、応和例被行宜歟者、彼間有被定之故、即参内奏聞、被仰云、件等事可仰左大臣者、余奏云、事已大事、召御前可被仰歟、又天曆聖主召清慎公於御前、被定仰也、被仰云、猶汝可仰者、仍出左仗之、此間左大臣候陣座、（後略）

これは、東宮元服について、円融天皇と関白頼忠とのやりとりである。この日、実資はまず頼忠のところに参上し、東宮元服の加冠・理髮役について、「内裏式」をもとにした頼忠の見解を承っている。その上で参内し、天皇に頼忠の見解を伝えているのである。¹⁵ 頼忠は東宮官旨や命婦への叙位についても妥当と思われる方途を示している。これについては頼忠が調べ（させ）たもので、個別の事例である点から日記・記文の類を参照したのであるが、何に拠るかははっきりとは明示されていない。その後、実資は、天皇の命を受けてこのことを陣座に候じている左大臣源雅信に伝えている。「天皇・撰関・太政官の間の連絡係」等といわれる藏人頭の役目そのままの働きといえる。このほか、天元五年（九八二）六月二十九日の、藤原胤子（贈皇太后・醍醐天皇母）の国忌に関する記事などもこれに類するものとみられる。

また、永観二年（九八四）十二月一日

早朝退出、神今食所司被行、大嘗会以前無下出、御神態之例、是先日大外記忠輔朝臣勘申也、依召参殿、晚景参院、（後略）

同二一日

暁更退出、今日被_レ立_二荷前使_一云々、入夜被_レ立_二云々、大嘗祭以前出御之例無_レ所_レ見之由、去夕外記有_二勘申_一也、乗燭参内、(後略)

は、いずれも外記の勘申結果であるが、大嘗祭前の天皇が神事に出御することの有無が問題になっている。このような情報を書き留めたことも、天皇に近侍し、殿上のこと一切を取り仕切る藏人頭として、⁽¹⁷⁾問い合わせたり、取り次いだりする機会があったからではないかと考えられる。

さらに、寛和元年(九八五)二月一七日の祈年穀奉幣では、八省院行幸後、小安殿に御し、一通りの儀を済ませた後の拝礼の次第について、「是雖_レ不見_二内裏式_一、自_二邑上御時_一已来已有_二此事_一、仍奏_二聞此由_一、事了還御云々、」とあるように、「内裏式」には記述がないが村上天皇の時から行われている旨(典拠は不明)を天皇に示したりもしている。

このようにみえてくると、藏人頭として動いているときには、儀式中の自身の所作・装束の適否に関して、記録・典籍類を参照することはそれほど多くない。天元五年六月二九日の国忌等のような行事の停否や、神今食や荷前などにおける天皇出御の有無、元服の加冠役等の人選、基本的な式次第等、儀式の梗概に関わつての記録類の参照が多い。しかも、典籍・記録群中に目当ての先例等があるかどうかや、何に依拠して事を行うべきか等、参照・言及された記録類の中身には詳しく触れられない場合が多い。さらに、藏人頭として動いているとみられる時には、様々なところから様々な情報もたらされており「天皇・撰関・太政官の間の連絡係」として政務に関わり、殿上のことを取り仕切り、時には天皇の諮問にも答える藏人頭の性格を再確認できる。

(ii) 参議期・永祚元年(九八九)～長徳元年(九九五)

参議となつてからは、細かい儀式次第や所作に関して、『清慎公記』を中心とした多様な記録類を自分で参照する記事が主となる。参議期に見られる文字情報参照・言及記事を一覧にしたのが表一である。「事項」欄は話題となった事柄、

表一. 『小右記』参議期に参照・言及された文字情報

年	月	日	事項	前後	典拠	情報の流れ	
永祚1	12	15	封国返上上表の勅答使を迎えるに当たり	a	清慎公記	実資	
正暦2	9	16	藤原詮子院号につき	o	国史	{「公卿僉議」}→実資	
正暦4	1	7	叙人の拜舞の有無につき	a	「内裏式」	実資	
					儀式		
					醍醐御記		
						「他文書等記」	
		1	20	内宴で着る物につき	a	清涼記	源相方→実資
		1	22	内宴・文臺宮を御前に置くにあたり	o	清慎公記	実資
		1	26	右大臣大饗の着座につき	o	清慎公記 吏部王記	実資
		1	27	三所大饗時の着座につき	o	「一両記」	実資
		2	25	春日祭使作法	b	清慎公記	実資(→大江正言→伊周→道頼)
		4	8	御読経参入につき	a	清慎公記	公任→実資
		4	16	賀茂祭使御馬等御覧につき	a	外記日記	実資
		4	28	官奏につき	o	清慎公記カ	実資
		5	23	外記政後の着陣につき	o	清慎公記	公任→実資
	「一両記」					実資	
	清慎公記						
						(師尹説)	(延光→実資)
		6	17	官奏につき	b	「故殿教伝」	実資→源相方→重信
		7	5	菅原道真贈位贈官につき	a	外記日記	多米国定→実資
		7	27	相撲召合執奏立ち位置につき	o	清慎公記	実資
		7	27	相撲・手を怪我した者に相撲を続けさせるか否か	o	外記日記	{伊周→「公卿」}→実資
	7	27	相撲・行酒の役について	o	清慎公記	実資	
	11	1	賀表の匣を執る位置につき	a	九暦	保光→実資	
	11	1	厨御贄の有無	o	「朔旦記」	実資	
	11	1	賀表の緘・案を作らせる所につき	a	外記日記	実資	
清慎公記							
「大外記傳説私記」					保光→実資		
師尹日記							
					外記日記		
長徳1	1	4	内大臣大饗で禄を給う順について	o	清慎公記	実資	
					公卿補任		
	6	21	除目・兼任大將が奏慶しない例	a	清慎公記<外記日記>	実資	
					清慎公記<殿上日記>		
6	21	除目・兼任大將が奏慶する例	a	清慎公記<外記日記>	実資		
				清慎公記<殿上日記>			

- ・「前後」欄は、o…その場での参照・言及、b…事後の参照・言及、a…事前の参照・言及を示す
- ・「」は原文の表現をそのまま使用
- ・<>は参照文献中に引用されているもの
- ・{ }は複数人が居合わせた場を示す

「時機」欄は参照・言及のタイミング、つまり儀式のその場で言及されたのか・終わった後で参照したのか・事前に参照したのかを、「典拠」欄は参照された記録類、「情報の流れ」欄は情報の流れを↓で示している。これからもわかるように、蔵人頭期には少なからずあった、誰かしらから、実資より上位の者に伝言する際に情報に接触するというパターンが全くといっていいほど見られない。そして、儀式などに参会する中で生じた疑問等について、自身で『清慎公記』や外記日記、その他実資が所持していると見られる記録・典籍類（宇多・醍醐・村上の各御記、『太后御記』、『吏部王記』、『貞信公記』、『九曆』、『内裏式』、『儀式』等¹⁸）を参照している場合が増える。他の人から入ってきたり、その場に居合わせたことで入ってきたりする情報も、陣定のおきに出してきた話や、公卿同士の情報交換で聞いた話などが主となる。

儀式や定の場で入手する情報については、たとえば、『院号定部類記』に「後小記」として載せられた、『小右記』正暦二年（九九一）九月一六日の逸文に、

辰時参内、午時幸_二職御曹司_一、母后御_二件曹司_一、今日出家給、仍有_二行幸_一、其儀如_レ例、（中略・行幸）公卿還着_二陣座_一、蔵人頭扶義於_レ陣仰_二左大臣_一云、依_二御出家_一可_レ止_二職号及大炊寮御稻・畿内御贄_一、抑可_レ有_二院号_一歟、若有_二判官代・主典代_一、若又先例如何、随_二宜可_レ定申者_一、公卿僉_二議之_一、淳和后、嵯峨太后、染殿后国史更不_レ細_二記其旨_一、院号者以_二御領処_一為_二其号_一、不_レ承_二其処_一為_二如何カ_一、又判官代・主典代等事不_レ能_二尋_一得_二慥例_一、又云、（後略）

とある。これは円融後の藤原詮子が出家したときに行われた、詮子の院号等、出家後のことについての定である。この場では、斉衡元年（八五四）四月庚辰（二六日）に太皇太后となり貞観二年（八六〇）五月に菩薩戒を受けて出家した²⁰淳和天皇の皇后正子内親王や、天長十年（八三三）二月の仁明天皇受禪とともに太皇太后となり²¹嘉祥三年三月辛丑（二三日）に出家した嵯峨天皇の皇后橘嘉智子、そして、元慶六年（八八二）正月七日に太皇太后となった文徳天皇の皇后藤原明子の例が参照された。しかし、「国史」²³には詳細な記述はなく、あまり参考にならなかったことが「公卿僉議」として記さ

れている。あくまで定の場で出たこととして記されるのみで、それ以上の情報がないのである。これは右大臣期に詳しく見ることになるが、公卿の中でも下臈の内はよほどのコネクションがない限り事前に情報を集めようがない上、いかに定の間に勘文他関連文書を回覧するとはいえず、どこまで記録すべきか判断する素地も充分とはいえず、時間・能力等、様々な意味で余裕がなかったためと考えられる⁽²⁴⁾。三十年近く後の万寿四年（一〇二七、実資は右大臣）、外祖父（道長）薨去時の心喪の天皇装束について、自身が参議だった永祚二年（正暦元年、九九〇）の事例に依るべしとしつつも、この頃は「有慮外思籠居、亦為宰相之間不知雲上事」、⁽²⁶⁾ 思いの外のことがあつて家に籠もっていた上、参議であつたので天皇の身辺のことはよく知らない、と断つている。⁽²⁷⁾ 参議であつたことが中枢のことに不案内な理由として認知されたのである。

このように儀式や定の場で入手した情報と共にこの時期に多いのが、「時機」のa分類、儀式等の終わつた後で自ら調べたり他の公卿と話したりして得た情報である。表一にあるように、実資自身で『清慎公記』を参照する場合が多い。たとえば、正暦四年正月七日、白馬節会に続いて叙位が行われ、叙人が拜舞し退出した後、

次撤案、諸卿下殿再拜、余云、可_レ有_二拜舞_一、権大納言伊周卿云、不_レ可_レ有_二拜舞_一、只再拜也、仍右府従_レ之、諸卿疑云、猶可_レ有_二拜舞_一歟、余補_レ家引_二見内裏式及儀式_一・延喜御日記及他文書等記、有_二拜舞_一、彼大納言説極譯也、内弁丞相隨_二彼言_一、弥又譯也、内弁着_二第一元子_一、可_レ謂失、置_二左府元子_一、可_レ着_二第二元子_一歟、内弁執_二左右白馬奏_一、付_二内侍_一奏也、両大将不_レ参故也、（後略）

というように公卿の拜舞の有無が問題になっているが、この時内弁を勤めた右大臣源重信は、拜舞をなしとする権大納言伊周の説に従つた。しかし、この決定には拜舞ありと主張した実資のみならず、居合わせた諸卿も疑義をとなえたらしい。実資は節会が終わり、家に帰つたあと、家にあるとみられる「内裏式」「儀式」「延喜御記」やその他の文書などを見て、どちらが正しかったのか確認し、その結果を割書にしている。伊周の説が間違つていたという結果はともかく、実資のしていることは「復習」そのものといえる。表一の正暦四年一月一日における源保光とのやりとりや正暦四年四月

八日の実の従兄弟である藤原公任とのやりとりのように、後から関連情報を交換している例もある。尚、公任との情報交換は公任の出家まで見られ、歳の近い「一家」の者として、お互いに情報提供しあっていたことがよくわかる。²⁸⁾ そうして儀式次第・作法等をその都度把握し、また個別事例を確認していくことで、今後に備えていったのだらう。

このように、この時期は儀式等の次第・所作・判断の適否・正誤に関する細かい話題が多く、蔵人頭期のような儀式的梗概に関わる話題が相対的に減少する。これには、儀式・政務等の中心に近付いたことで、そのような細かいことが問題となる場面に遭遇することが多くなったこともあるが、それだけでなく、上卿となることはほとんどないために、公卿として参列できた儀式の次第等以外に、接触可能で、書き残す価値のある(使える)情報が限られていたことが背景にあると考えられる。そして、参会者の立場から、手持ちの記録類を使って知識の整理・拡充を図っていたのである。中でも、参議に昇任した頃から手許のものの充実を図ったとみられる²⁹⁾『清慎公記』の参照が増えたことは、この時期が公事情報のストック形成期であったことを示しているといえよう。

(iii) (権) 中納言・長徳元年(九九五)～長保三年(一〇〇一)

右のような状況が中納言になると少し変わる。儀式等に参列する一公卿として、事後に批判・検討する記事は相変わらずだが、権中納言から正官に転じた時の拜舞の有無について『清慎公記』を参照したり(長徳二年(九九六)七月二〇日条)、太皇太后昌子内親王が崩御した時に太皇太后宮大夫としての着服期間を『醍醐御記』で調べ、令宗允亮から「法家文書」等の情報をもらったり(長保元年(九九九)二月一日条)と、実資が務めている官職に係りの文字情報の参照が見られるようになる。中でも特徴的なのが、中納言となり上卿を務めるようになったため、外記などから情報もたらされる記事である。たとえば、長徳二年(九九六)六月一〇日の御躰御卜奏の記事をみると、

「御躰御卜案昇」立敷政門外、今日御物忌、仍召外記見前例者、天禄年中日記云、十一日御

物忌、仍御卜奏付「内侍所」、依「前例」者、仍先以「藏人奉光」令「奏」案内、(後略)

というように、天皇が物忌の場合、どこに付して奏すべきかについて、実資が外記を召して天禄年中、円融天皇のときの例(おそらく「外記日記」)を見ている。この御躰御卜奏で、実資は上卿を勤めたらしく、諸事を取り仕切っている。他、同年三月二八日の東三条院詮子病悩による大赦の宣命作成に当たっても、進行に関わっているらしいことが窺える。公卿とはいえ、上卿として事に当たることを殆ど認められていなかった参議³⁰から、中納言となったことで、情報が下位の者からもたらされるようになった。近衛中将の時に参照した陣日記のような所属官司の記録として参照されるものだけでなく、然るべきところ(主に外記局・弁官局)から手続き上必要なものとして提供されるものまで含まれるようになったと考えられる。

(iv) (権) 大納言・長保三年(一〇〇一)→治安元年(一〇二一)

上卿として公事に関わる中で外記などの官人から情報がもたらされる記事は、以後も引き続きあらわれ、実資が直接関与した公事関係記事の大半を占める。中納言から右大臣で致仕するまでの、実資が上卿を勤めるなかで記録類を参照・言及している記事をまとめたものが表二である。「事柄」「典拠」「情報の流れ」は表一に同じである。権大納言から正官の大納言になった後、特に実資より上臈の大納言が政務運営能力について評価の低い藤原道綱だけになった寛弘八年(一〇一一)からの『小右記』の残存状況がよいことは勿論考慮に入れなければならないが、大納言、右大臣と昇進するにつれ、手がける案件の規模も大きくなっていくことがわかる。そして、規模が大きい分、記録・典籍類を参照せねばならないような論点も多岐にわたり、関連記事が断続的にあらわれるようになる。

たとえば、実資は長和元年(一〇二二)一月に行われた三条天皇の大嘗会の検校を務めるのだが、寛弘八年八月一日に検校以下の行事が定められてから、翌年に大嘗会が終わるまで、寛弘八年八月一日、九月一・七・一六日、長和元

表二. 上卿勤仕時に言及・参照した文字情報

天皇	実資身分	年	月	日	事項	典拠	情報の流れ
一条	権中納言	長徳2	3	28	大赦	「年々詔書」	中原致時→実資
		長徳2	6	10	御体御卜に御物忌が重なった場合	外記日記	外記(能登守成?)→実資→「蔵人奉光」
	中納言	長保1	7	2	竈神を移す・諸衛佐参否	外記日記	滋野善言→実資
		長保1	7	2	竈神を移す	外記日記	実資
三条	権大納言	寛弘5	12	28	殿上人が荷前使に奉仕すること	外記日記カ	外記→実資
	大納言	寛弘8	7	11	即位後まだ政が行われていない時に固関を行う場合に国司に発する文書	外記日記	(文永→道方→天皇)→菅野敦頼→実資
		寛弘8	8	18	大嘗会の前例	官底の文書類 儀式	藤原朝経→実資 実資→藤原朝経
		寛弘8	8	18	大嘗会行事所設置	儀式	実資→藤原朝経→道長
		寛弘8	9	1	御燈を奉らない場合	延喜斎宮式 清慎公記<日本三代実録、 外記日記>	実資
		寛弘8	9	7	書博士不在時の大嘗会印の作成	「大嘗会記文」	藤原重尹→実資
		寛弘8	9	16	大嘗会御禊装束・次第司等や供奉人の定文等	清慎公記	実資→公任
		長和1	4	4	賀茂祭、天曆四年度との状況の近似	清慎公記	実資
		長和1	4	27	立后・宣制時の舞の有無	式 清慎公記	{「内議」}→実資 実資
		長和1	6	27 28	大嘗会行事所大祓・敷設等	外記日記カ 「天禄記文」	藤原朝経→実資 藤原朝経→実資
		長和1	6	30	八月以降の大嘗会大祓	「承平記文」	藤原朝経→実資
		長和1	7	8	道長上表への勅答の御画日	令 村上御記 清慎公記	実資→道方→天皇
		長和1	8	7	大祓の官符を下す国	延喜神祇官式 儀式	藤原朝経→実資
		長和1	8	17	大祓使発遣の時期	延喜神祇官式	実資
		長和1	9	1	御燈を奉らない場合	小右記<延喜 斎宮式、日本 三代実録、清 慎公記>	実資
		長和1	9	2	大嘗会に奉仕する人の仏事への奉仕	「承平記文」	藤原重尹→実資
		長和1	9	29	大嘗会大祓と国忌を並行すること	旧年中行事	直是氏→実資→藤原経通
		長和1	⑩	19	大嘗会抜穂使・八神供物	延喜神祇官式	実資
		長和1	⑩	19	大嘗宮の造り始め	延喜神祇官式	実資→「弁」
		長和1	⑩	27	大嘗会御禊・警蹕等の有無	清涼記 儀式	実資
		長和1	⑩	27	大嘗会御禊・手振装束	清慎公記	実資
		長和1	11	11	大嘗会・天皇の服着脱作法	延喜神祇官式カ 「□□(欠)記」	{「人々」}→実資 道長→実資
		長和1	11	11	大嘗会・鮮味を献ずる	延喜神祇官式	藤原知章→実資

		長和 1	11	23	大嘗会・雨儀	外記日記類カ	菅野敦頼→実資
		長和 3	3	20	上賀茂社損色文	宣旨日録	実資→藤原経通
後	一	長和 5	2	1	宣命草を奏す際、直に摂政に見せる例	清慎公記	実資
		長和 5	2	26	即位後諸国奉幣の宣命の有無	外記日記	実資
			3	2		「九条丞相被部類文書」	{道長→「参会者」}→実資
		長和 5	2	26	諸国奉幣の日の廃務の有無	(勘文)外記日記	巨勢文任→実資
				27		外記日記	小野文義→巨勢文任→実資
				29		外記日記	実資→藤原資業→道長
		長和 5	2	29	諸国奉幣宣旨・官符案等	官に蓄積された文書類カ	藤原資業→実資
		長和 5	2	29	諸国奉幣に関する神祇官の勘申	「古勘文」	実資→(資業)
		長和 5	3	8	京畿内幣料、切を弁・史が臨検すること	外記日記	実資
		長和 5	3	8	詔書覆奏・誰に付すか	村上御記	道長→資平→実資
		長和 5	3	9	詔書覆奏後陣座にて披見の例	清慎公記	実資
		寛仁 1	10	6	一代一度仁王会・法要の僧	「天慶記文」	藤原資業→実資
						外記日記	実資→藤原資業
		寛仁 1	10	8	一代一度仁王会・大極殿参入	外記日記カ	外記(小野文義?)→実資
		寛仁 1	10	13	八十島使日時勘申・どこが行うか	外記日記	実資→資平→源経頼
						清慎公記	
		寛仁 1	10	13	神事の式日に臨時奉幣使が立つ例	(勘文)外記日記<外記勘文>	小野文義→実資
		寛仁 1	11	9	伊勢宣命に神郡寄進の事を載せるか否か	外記日記	小野文義→実資
		寛仁 1	11	19	賀茂社行幸・神遊・楽人等への饗の有無	小右記	実資→藤原重尹
		寛仁 1	11	29	上下賀茂社四至	格	実資
寛仁 2	11	1	神郡寄進の例	格	実資→源経頼→道長		
寛仁 2	11	25	賀茂社神郡寄進・小野郷大原御蔭山由緒	(解文)「旧記」	鴨久清→実資		
寛仁 3	1	5	王氏是定・誰を以て仰すか	吏部王記	頼通→実資		
				清慎公記<橘氏記>	実資		
寛仁 3	2	7	京官から奉還を待たず畿内に遷任する者	延喜太政官式	実資→藤原経通		
寛仁 3	11	16	新嘗祭・大歌・五節舞の次第	清慎公記	実資		
寛仁 4	10	23	土公の出入りにつき	「陰陽書」	安倍吉平→実資		
				(勘申)新撰陰陽書	惟宗文高→実資		
				(勘申)周礼			
				(勘申)雑曆			
寛仁 4	11	12	賀茂社・延暦寺の所領	「上古官符」	延暦寺→賀茂社→実資		
寛仁 4	11	21	新嘗祭・大歌別当代の奏請	清慎公記	実資		
寛仁 4	11	21	新嘗祭・親が内弁を勤める時に子を召す例	村上御記	実資		

後 一 条	寛仁 4	11	21	新嘗祭・上達部不参の際見参に入れないこと	眞信公記 清慎公記	実資
	治安 1	8	29	除日後、執筆が魚類等を内記所に給う	清慎公記	実資
	治安 1	10	11	停任者還復の宣旨（の詳細）	「局文書」 外記日記	小野文義→実資
	治安 1	11	4	天慶四年十一月の官奏と内覧、同日か否か	九曆 眞信公記 清慎公記	行成→実資 実資→行成
	治安 1	11	16	不堪申文・難書を定め仰せた後「申給」と仰す	清慎公記	実資
	治安 3	1	7	七日節会・下名を給う時の式部丞所作	「判官記」	実資
	治安 3	9	1	八省院築造忌方	(勘文)新撰陰陽書	安倍吉平→源経頼→実資
	2				八卦	実資→源経頼→道長・頼通
					陰陽書	賀茂守道→実資
					「八卦注」	
					三公地基経	
					「天延二年勘文」等	
					「天禄四年勘文」<陰陽書>	
			「天延二年勘文」<「八卦注」>			
	治安 3	12	9	荷前使発遣の日取り	清慎公記	実資
	万寿 1	1	7	七日節会・奏楽曲数	清慎公記	実資
	万寿 1	5	23	新年号	(年号勘文)尚書 (年号勘文)老子	広業→実資
	万寿 1	7	13	改元後の官奏に吉書を撰ばないこと	「康保以後奏報」	実資
	万寿 1	9	17	童親王の出仕の例	外記局文殿の文書類 日本文徳天皇実録	清原頼隆→実資 実資→清原頼隆
	万寿 1	12	10	元日擬侍従より先に荷前使の式日を定める例	清慎公記	実資
	万寿 2	2	13	米調庸免悪の罪科	「調庸免悪格官符」等	源経頼→実資
万寿 2	3	6	桓武天皇国忌	年中行事	実資 (→資平→頼通) ※後日	
万寿 2	7	18	東大寺大仏殿御読経僧数	清慎公記	実資→源経頼	
万寿 2	8	5	公脚触穢時の积奠奠	清慎公記<外記日記>	実資→清原頼隆	
		6		外記日記	清原頼隆→実資	

後	一	条	万寿2	10	3	僧正に輦車をゆるす宣旨を下す先	外記日記 清慎公記 「彈正宣旨」 檢非違使類聚 外記日記	清原頼隆→実資 実資
			万寿2	10	5	興福寺別当の宣旨を下す人	清慎公記	実資
			万寿3	1	17	院号定・東三条院の例	小右記 外記日記	実資 源成任→「諸卿」・実資
			万寿3	4	1	旬儀・六衛府番奏の列次	延喜式部省式 九曆<吏部王記> 小右記<延喜式部省式・外記日記・清慎公記>	実資
			万寿3	4	1	旬儀・奏楽、罷出音聲の奏不	清慎公記	実資
			長元1	2	27	石清水臨時祭前に仁王会・季御読経を行う例	小右記	実資→源経頼→頼通
			長元1	11	3	新嘗祭・外祖父薨去翌年の天皇出御	小右記	実資→源経頼→頼通
			長元2	1	$\frac{1}{2}$	元日節会・雨儀の近衛陣	外記日記 外記日記	清原頼隆→実資 清原頼隆→実資
			長元2	4	1	旬儀・番奏の列次	延喜式部省式	実資
			長元2	7	16	中文難書	史記	(源光清→藤原頼任→)実資→藤原頼任→源光清
			長元2	8	4	降雪の例	(勘文)「国史」 (勘文)外記日記	清原頼隆→実資→(藤原頼任→?→天皇)
			長元3	6	28	源相高罪名勘申	(罪名勘文)太政官府 (罪名勘文)職制律 (罪名勘文)名例律	令宗道成→源経頼→実資
			長元3	9	16	犬が御釜袋を噛み破ったことにつき御占有無	外記日記	小野文義→藤原経任→実資
			長元4	1	7	節会参入の次第	清慎公記	実資
			長元4	1	12	王氏爵・不参の親王のもとへの使	清慎公記	実資→藤原経任→頼通
			長元4	8	$\frac{7}{8}$ $\frac{10}{10}$	女人配流の例	「国史」 「国史」 「国史」	小野文義→実資 小野文義→実資 小野文義→実資
			長元4	8	8	配流先の国	獄令 延喜刑部省式	実資→藤原経任→頼通
			長元4	8	8	配流関係の宣旨・官符等の手続き	延喜刑部省式	実資→藤原経任→頼通
			長元4	8	$\frac{24}{25}$ $\frac{4}{6}$	伊勢内・外宮祓宜等叙位	清慎公記 外記日記 「官符」 外記長案	資平→実資 小野文義→実資 頼通→藤原経任→実資 小野文義→実資
長元4	8	25	伊勢神宮への宣命	清慎公記	実資			
長元4	9	5	勘を免じられた親王の服務	清慎公記	実資			

	長元 4	9	5	軽犯者の赦免	検非違使類聚	藤原経任→実資
	長元 4	9	13	殿上所充・関白に内定を請うこと	清慎公記	実資
	長元 4	9	16	殿上所充・参入の刻限	清慎公記	実資→頼通
	長元 4	9	22	賀茂斎院故なく退出の例	「国史」	実資
23			「国史」		小野文義→実資→藤原経任→頼通	
	長元 4	9	28	賀茂斎院卜定の例	外記日記カ	小野文義→実資
	長元 5	3	13	斎院不在時の賀茂祭使戌日還儀	外記日記	小野文義→実資
	長元 5	8	25	調庸を免ずる詔が金に適用されなかった例	清慎公記	実資
	長元 5	12	12	丙穢の人の参内の例	村上御記	資平→実資
14			村上御記		実資→藤原経任→頼通	
	長元 5	12	14	除目と直物の上卿が異なること	清慎公記	実資
	長元 5	12	19	賀茂社領を削ること	清慎公記	実資→藤原経任→頼通
後 朱 雀	長久 1	11	10	新年号	(年号勘文) 帝王世記	大江季周→実資
					(年号勘文) 老子	
					(年号勘文) 翰苑	藤原義忠→実資
					(年号勘文) 尚書	孝親→実資
					(年号勘文) 文選	

- ・「 」は原文の表現をそのまま使用
- ・〈〉は参照文献中に引用されているもの
- ・{ }は複数人が居合わせた場を示す

年六月二七・二八・三〇日、八月七・一七日、九月一・二・二九日、閏一〇月一九・二七日、十一月一・二三日、というように大嘗会関連の記録類参照記事が集中している。そして、その準備中に、外記・弁官等に勘申させるだけでなく、彼等に指示を下す中で、彼らに必要な文字情報（の在処）を示したりする場面も少なくない。

大嘗会の前年（寛弘八年）八月一六日に検校以下の行事が定められてほどなく（同一八日）、

左中弁来云、大嘗会事官底無_二前例文_一者、件事見_二儀式二三四卷_一、取_二出件卷々_一令_レ見畢、写取引_二合他書等_一、若無_二相違_一、就_二式文_一可_レ行_二之由相示_一了、

とあるように、悠紀行事弁である左中弁藤原朝経が官底に依拠できそうな先例を記した文がないからと尋ねてきたのに対し、実資は『儀式』の二・三・四巻を写させ、他の文書と照らし合わせた上で違いがなければ『儀式』の文に即して行うよう指示している。

表二からもわかるように、関連記事が断続的に続くものは、残存状況の関係もあり後一条朝に多く見られる。長和五年の大神宝使や度々の賀茂祭等の上卿、寛仁元年の一代一度仁王会や賀茂社行幸及び神郡寄進の検校³¹を勤めた際のもの等で、官人からの情報も官人に示した情報も見られる。

これらの殆どが、『延喜式』『儀式』『清涼記』等の官撰もしくはそれに準ずる法典・儀式書や、公日記の「外記日記」、各種記文等のそれを編集したもの、官司のものではないが閲覧可能であった三代御記、官司に蓄積された「起請」「定文」など、一定の手続き（外記等による勘申など）のもとに公開されるものや、殿上に候ずる者であれば持つていてしかるべきものである。そして、大納言になってから見えた公日記や法令類の参照記事に、一代一度のことや、神郡寄進等、臨時の儀に関するものがあることには注意しておきたい。中納言期に担当した公事が恒例のものであったのと比べると、大納言の地位の重要性、権限の広がりが見える。

実資の官職に関わる場所では、大納言として、寛弘八年（一一〇一一）七月一七日、一条天皇崩御後の大納言の装束に

ついで菅野敦頼に「外記日記」を調べてもらったり、寛仁三年（一〇一九）正月五日、正月叙位議を大納言が行う例を『清慎公記』や『醍醐御記』で調べたり、同年二月二日、身内に妊娠者がいる場合の奉幣の是非について『貞信公記』を調べたりしている。一本御書所別当を務めていた寛弘八年七月一三日には代替わり後の月奏について、御書所に蓄積された月奏案や官底の文書をそれぞれの官人経由で閲覧し、さらに『清涼記』を自ら確認している。

また、実資は、権大納言昇任からほど経ずして右近衛大将に任じられており、右近衛府の運営や関連儀式に関する情報の参照・言及が上卿関係記事とは別の系統としてあらわれてくる。表三が右近衛大将関連の記録類参照記事の一覧になる。寛弘二年（一〇〇五）正月一八日の賭弓や長和二年（一〇一三）七月二九日の相撲奏等、射礼や賭弓、相撲等の近衛府が関わる儀式に関して、次第や手続きを確認する記事が随所にみられる。それだけでなく、同年七月二七日の擬近衛奏や、同年九月二一日の公事を懈怠した者への罰則等、右近衛府の運営に関わるようなことについて指示を下したりもしている。しかし、これらの記事は右大臣期も通じて時を経るに随い減少傾向を示す。これは、寛仁元年（一〇一七）一〇月一五日に

四条大納言為_三智左將軍_二抄_一、出大将作法事等_一、被_レ見送_三、殊無_レ珍事_一、書留明日可_三返奉_一、又有_レ被_レ疑問送事等_一、と、公任が智の藤原教通のために、近衛大将の儀式作法等をまとめた「大将要抄」（『北山抄』巻八）を撰し、実資の許に送って披閲（チェック）を求めているのと関係があると考えられる。表三ではこの記事の前後を二重線をもって画したが、実際、この記事以前の一六年間で一五件、以後二六年間で七件となっており、記録類の参照頻度が落ちる。実資自身の知識の蓄積も勿論あるだろうが、この記事に「書留明日可_三返奉_一」とあることから、実資も「大将要抄」から使える情報を書き留め、その後活用していたらしいことが窺える。

上卿・右大将としてのはたらきぶりが目立つようになるとともに、実資自身が直接上卿等の形で関わらないことに関する文字情報の参照の仕方も変わってくる。実資より上には道長・頼通、顕光、公季、道綱、のち教通が加わった時期で、

表三. 右近衛大将関連での参照・言及

年	月	日	事項	典拠	情報の流れ
寛弘 2	1	18	射手奏・兵衛奏・矢取奏後の復座	清慎公記	実資
				九暦	斉信→実資
	1	18	左右引き分け時の乱声・拝舞・給禄	清慎公記<左右近衛府例>	実資
寛弘 8	7	29	相撲拔出・東宮参上時の宮司等の座につき	「式」	実資
				九暦	公季→実資
	12	17	諒闇の年の手結饗禄	清慎公記	実資
長和 2	1	26	近衛中少将の隨身を祭陪従にすること	清慎公記	実資→道長
				醍醐御記	実資→紀正方→藤原兼隆
	4	1	旬儀・左右近衛府舞	「起請」	実資→源雅通→道長
				醍醐御記	実資
	7	27	擬近衛奏	「九条殿記」	実資→下毛野公頼→源雅通
				貞信公記	村上御記
	7	29	相撲奏・奏状の内容	「起請」	実資
				村上御記	実資
9	21	近衛府・公事を懈怠した者の給物	「延長四年記」	実資	
			「起請」	実資→播磨保信→府生等	
長和 3	12	4	府生奏への加署	「年々定文」	実資
				小右記	
長和 5	2	7	即位儀・小安殿着御時の警蹕の有無	内裏式	実資
				清涼記	
				外記日記	
				九暦	
寛仁 1	8	26	駒牽・左右馬寮の馬を東宮(主馬署)に渡す	天慶七年宣旨	小野文義→実資
				駒牽解文	(小野文義?) →実資→公任
	8	26	近衛府・院隨身を出す	醍醐御記	実資
				永観二年宣旨	小野文義→実資
寛仁 3	1	19	賭弓・禄	清慎公記	実資
				清慎公記	実資
万寿 1	7	30	相撲拔出・勸盃時の近衛中将以下の動き	九暦	実資
				藏人式	実資
万寿 4	1	18	賭弓・重服の射手装束	清慎公記	実資→藤原顕基
長元 4	7	16	相撲召合・坎日で延引	外記日記	実資→(藤原経任)
				外記日記	小野文義→実資

- ・「 」は原文の表現をそのまま使用
- ・<>は参考文献中に引用されているもの

道長・頼通はともかく、顕光と道綱の評価が低く、実資が有能な公卿と目されるようになる。それにつれて他者の行動・判断について、事前に関与する記事が増え、各時期の参照数中半数近くを占めるようになっていくのである。事前に関与するということは、他者が実資に助言を求めるようになるということである。廟堂における実資の存在感が増したことを意味する。

例えば、『小右記』長和二年（一〇一三）四月一日条で

（前略）頭弁云、南殿懸_二壁代_一如何、夏旬懸_二木皮壁代_一如何、但装束記文注_下懸_二壁代_一之由者、予〔参〕答云、御装束事只依_二装束記文_一、但近代夏旬無_二壁代_一、参上後見_レ之無_二壁代_一、着〔若〕撤却歟、（後略）

夏の句政について「装束記文」には南殿に壁代を掛けるとあるがそれでいいのか、と藏人頭の藤原朝経より問い合わせがあり、実資が「近代」では壁代を掛けないと答えている例や、寛仁四年（一〇二〇）八月一八日条、

（前略）関白使木工頭輔尹被_レ今〔命〕云、任大臣後可_レ奉_二朝服・笏・封等鹿嶋・香取_一云々、或云、可_レ奉_二装束_一者、尋_二入道例_一、無_二一枚文書_一、忽無_レ知_二其事_一者、至_下被_レ入_二勸学院・施業院等_一之例文等_上各在_二後〔彼〕院_一、唯鹿嶋等例未_レ能_二尋得_一、許〔計〕也有_二故小野宮例文_一歟、可_二写送_一者、令_レ申云、彼時文書者故_二三条殿悉焼亡_一、見_二御日記_一「無_二其事_一、件御日記大納言為_レ令_二部類_一切寄、如_レ此之間漏〔失〕歟、但九条殿承_二貞信公〔教〕_一」所_レ被_二注置_一之口伝大略所_レ見也、定候歟、（後略）

と、大臣に任じられた後の鹿嶋・香取両社への奉獻について藤原頼通から藤原輔尹を使いとして問い合わせてきて、実資が『清慎公記』の該当箇所はないからと「貞信公教命」を以てそれに答えているようなものがある。

また、この頃になると公任も昇進し、重要な儀の上卿を勤めたりしている。そのため、それぞれの担当する公事についてもお互いのやりとりが行われ、公任が上卿を勤めることについての言及記事もみられる⁽³²⁾。

このような実資の廟堂での地位の上昇に加え、大きく影響しているのが政治状況である。この時期は、一上・左大臣道

長と天皇の関係がよくなかったことで知られる三条朝と、道長・頼通が外孫・甥に当たる天皇の摂政として政務に当たった後一条朝とに分かれる。そして、それぞれでやりとりの相手や話題、参照されるものが異なる。

実資は、三条天皇から厚い信頼を寄せられた。そのためか、藏人頭からの情報、または天皇の身边のことに関する藏人頭からの問い合わせ等、天皇が絡んだ情報の流れのなかで言及・参照される情報が少なからずある。長和三年二月九日の彗星に関する天文勘文の写しが資平經由で頭弁藤原朝経から送られてきたことなどは前者の典型的な例である。後者についても、長和二年七月六日の天皇が錫紵を服す日と薨奏の日を別日とする例の有無と、それに付随して薨奏がある時の相撲の音楽等の有無について、頭弁朝経がやはり資平經由で実資に聞いてきたりしている⁽³⁴⁾。朝経は長和元年度の大嘗会で行事弁を務めており、そのつながりもあつたであろう。しかし、藏人は天皇が補任するものであることを考えると、実資との連絡にも都合のよい者をえらんだと見ることもできるだろう。このあと、長和四年からは資平が頭中将となつていのである。

このような、天皇身边に藏人頭經由で直接届くような記事は、後一条朝には見られない。一旦摂政・関白である道長・頼通を必ず經由するものとなつているのである。

道長・頼通とのやりとりの数そのものは三条朝・後一条朝通じて大して変わらない。但し話題がかなり異なる。表四は三条朝と後一条朝の道長・頼通とのやりとりをまとめたものである。

三条朝は大嘗会・改元の他は東宮関連や道長自身に関することが殆どである、つまり道長は、天皇身边や公事全般に関わる情報収集には（少なくとも実資を通しては）さほど熱心でなかったのに対し、後一条朝では自身のことだけでなく天皇身边のことから儀式の停否まで、様々なことがやりとりされている⁽³⁵⁾。道長が天皇とあまり良い関係を築かなかつた三条朝は、一上として最低限の務めは果たすも天皇とは積極的に関わらず、外孫の東宮にかまけていたが、その東宮が天皇となつた後一条朝では、摂政関白として天皇を支えるということ、積極的に情報を集めたりしていたということである

表四. 三条朝～道長薨去前の道長・頼通関連記事

	年	月	日	事項	典拠	情報の流れ
三 条	寛 弘 8	7	30	忠平が太政大臣に任じた時	公卿補任	道長・公季・実資
		8	18	大嘗会行事所設置につき	儀式	実資→藤原朝経→道長
		12	19	諒闇の年の奏時・名対面の有無につき	清慎公記	実資→道長
	長 和 1	11	11	大嘗会・天皇の服着脱作法につき	延喜神祇官式カ 「□□(欠)記」	{「人々」} →実資 道長→実資
		12	25	寛弘改元時大江匡衡が勘申した「寛仁」の典拠	漢書	実資→実資
	2	1	14	御齋会結願・内論義入場につき	西宮記	{道長→(参列者)} →実資
	3	10	21	東宮、母后と対面につき	太后御記	実資→藤原頼任→道長
		10	22	東宮、母后と対面につき	太后御記	道長→藤原頼任→資平→実資
		11	15	東宮、母后と対面につき	太后御記	道長→資平→実資
		11	17	祖母に観える例(母后に観えること及び祿の例)	宇多御記	道長→資平→実資
		11	28	東宮御読書始・管弦の有無につき	九曆	{道長→「諸卿」} →実資
	4	4	29	天皇御業の間の官奏につき	清慎公記	実資→資平→道長
		7	10	天皇御業の間の官奏につき	清慎公記	実資→資平→道長
		6	30	節折大祓・閏六月がある場合	外記日記	実資→資平→道長
	後 一 条	長 和 5	3	2	即位後諸国奉幣の宣命の有無	「九条丞相被部類文書」
2			29	諸国奉幣の日の廃務の有無	外記日記	実資→藤原資業→道長
3			3	庇饗につき	小右記	実資→道長
3			8	詔書覆奏・誰に付すか	村上御記	実資→資平→道長
4			4	除目直物・公卿給を下す方式につき	真信公記 清慎公記 八条大将記	実資→(資平?) →道長
寛 仁 1		11	19	父の大饗に子が列すべきか否か	清慎公記カ	実資→道長
		12	1	任太政大臣大饗座次につき	小右記	実資→道長
		12	30	天皇元服・巾子を着けるか否か	平親信記	{行成→道長} →資平→実資
2		11	1	神郡寄進の例	格	実資→源経頼→道長
		12	17	敦康親王薨去、来年朝拝の停否	醍醐御記<外記日記>	実資→道長
3		1	3	拜観時の給祿等につき	清涼記	藤原経通→実資
					村上御記	実資→道長・頼通
					清涼記	
		太后御記	道長→実資			
1		5	王氏是定・誰を以て仰すか	吏部王記	頼通→実資	
4	18	刀威入寇・警固につき	外記日記	{頼通→「諸卿」} →実資		
4	8	18	任大臣の後鹿島・香取両社への奉幣	清慎公記	実資→輔尹→頼通	
				真信公教命		
万寿1	10	30	梅宮祭日取り	「年中行事」	頼通→清原頼隆→実資	
2	4	3	皇后崩御による賀茂際停否	外記日記	実資→清原頼隆→頼通	
	8	23	嬉子への贈位・日取り等	村上御記 外記日記	実資→清原頼隆→頼通	
	8	29	嬉子への贈位・勅使人選	村上御記	頼通→藤原顕基→実資	

- ・「 」は原文の表現をそのまま使用
- ・< >は参照文献中に引用されているもの
- ・{ }は複数人が居合わせた場を示す

う。道長・頼通にとって、実資は公事運営に必要な情報の主要な提供元であることは変わらない（変えられない）が、それをどう利用するかは彼らの事情次第である。ネットワークは不変だが、そこを流れる情報の性格は政治状況を反映しやすいついと言えらるだろう。

(iv) 右大臣：治安元年（一〇二二）～長久四年（一〇四三）

※本文は長元五年（一〇三二）まで、逸文は長久元年（一〇四〇）まで。

右大臣となると、さらに様々な情報が実資の許に流れ込んでくる。これは、右大臣となったことで、節会等、より重要な儀式に関わり、また、筆頭大臣である左大臣頼通は閔白を兼ねているために定には加わらないことから、一上として様々な政務の処理に当たったためと考えられる。

これを端的に表すのが、年号勘文の存在である。改元に当たっては、まず大臣の許に年号勘文が持つてこられる。七月に万寿へ改元される治安四年（一〇二四）五月二三日、

藤宰相持来 年号勘文

勘申

年号事

承天 尚書曰、各守爾典、以承天
休、守其常法、承天美道也、

地寧 孝子曰、天得一以清、地得一以寧、
聖人法之、王侯得一以貞也、
而天地安寧、

右依 宣旨 勘申如件、

参議兼伊予權守藤原朝臣広業

というように、文章道出身の参議、藤原広業の持つてきた年号勘文が、この部分は略本でしか残っていないにもかかわらず

ず、ほぼそのまま載せられている。『小右記』には改元が行われたところが欠けていることが多く、この他に逸文も含めて残っているのは、大臣になる前では寛和・永延・永祚・正暦・長徳・長和・治安への改元時である。参議期までの改元関係記事は「有改元定」など、素っ気ないことが多い。寛和度・正暦度は『小右記』が広本で残っているにもかかわらず、である。

大納言の中でも臈次の上がった寛弘九年（一〇二二）一二月、長和への改元定⁽³⁷⁾では

詣左府、相府云、令参内、可定申改元事、年号兩博士宣義、通直、勘申也、内々所見、故匡衡大宮院御時
所勘申之〔者カ〕寛仁・寛弘也、寛仁最吉、而仁字有諱、仍不被用、彼勘文不能求出、件寛仁勘文可勘申
之由度々仰兩儒、而申云、寛仁文書不得引出者、予云、漢書帝紀文云、寛仁愛人、意額〔豁〕如也、相府驚
取遣帝紀、開見其文、黄昏左府以下参内、頭中将公信、下給年号勘文、西〔兩〕儒連署、於左府可令
諸卿定申者、勘申云、大初・政和・長和、諸卿大初・政和不宜、此中長和頗宜、和字不快云々、（後略）

定の前の道長とのやりとりを記した実線部で、寛弘改元の時に候補として出されたが採用されなかった「寛仁」を今回使
いたいが典拠がわからない、という道長に対し、実資が典拠（『漢書』）を教える様子が記され、後に続く点線部で夕方行
われた定の様子が記されている。右大臣目前の寛仁五年（一〇二二）二月、治安への改元定⁽³⁸⁾についても

今日被定改元并革命事、而無其告、早朝問達大納言御許、報云、于今無告、只被仰式部大輔広業着座停
止事者、依為儒者可定歟、件事左大臣所被承引也、（後略）

と、当日朝になっても定のしらせが来なかったことや、儒者でもある藤原広業（この時参議）が着座を停められたことに
ついての公任とのやりとりなど、多少詳しい記述がみられるようになる。

大臣になったあとでは、先に挙げた万寿改元時のように詳細な記述が他でも見られる。長元に改元される万寿五年（一
〇二八）七月二五日には、関白頼通から風病のため参内できないとの知らせが入り、常赦が行われるべきところにもかか

ならず、赦の対象となるべき軽犯者を勘申する明法官人が喪や故障で出仕できない等のことがあったが、とにもかくにも実資は参内し、陣座に候じている。

余下^二手車^一参入、候^レ陣之間諸卿参入、大納言齊信、中納言道方・師房、参
議経通・資平・定頼・公成、為政・通直・拳周等勘申年号文下定、為政勘^{天祐}・長
元・長育、通直

勘^二玄通^一、拳周勘^二、
延世・延祚、政善^一、僉議云、為政朝臣勘申長元勝^レ他、以^二頭弁^一申^二達関白^一、亦付^二三人勘状^一、亦詔書趣同申達也、(後略)

大納言藤原齊信、中納言源道方等計七人の公卿が参入し、慶滋為政や大江通直・大江拳周の勘申した年号から為政の勘申した長元をえらび、頭弁藤原重尹に付して頼通に知らせている。ここでも誰がどのような年号を勘申したかが注記してある(割書傍線部)。この時勘申された年号の典拠は、少なくとも『小右記』にはみられない。これより前の七月一日に、通直が「玄通」を勘じているが、実資は

通直朝臣□年号、令^レ見、仰^下可^レ付^二頼隆^一由^上、玄通者、玄読^レ黒□、□有^レ忌歟、自有^レ定歟、

として、通直の勘じた年号を見、頼隆に付すよう指示し、通直の勘じた年号については「玄通という。」とそつけない。但し、そのあと「玄通」について、「玄」が「黒」と読むことから忌むべきではないか、まあ、おのずから定められる(定で落とされる)か、という感想を書き付けているあたり、あまり好ましくないためにろくに書きとめなかったものとみられる。万寿改元の時の年号勘文が改元定の二ヶ月ほど前のものであるあたりから、このときも夏頃から勘文提出があった可能性があるが、万寿五年(長元元年)夏は記事を欠いているので窺うことはできない。それでも、大臣になる以前の改元記事より詳細なこと、特に事前に集められる情報の多いことは比ぶべくもなく、大臣であることによって優先的に触れることのできる情報が増えたことを窺わせる。

勘文が増えるのはなにも年号に限ったことではない。(iv)で掲げた表二の右大臣期のところをみると、治安三年(一〇二三)九月一日・二日の主計頭安倍吉平(陰陽師。陰陽博士等歴任)からの勘文や長元二年(一〇二九)八月四日の外

記勘文、同年六月二八日の罪名勘文のように勘文の体裁をとっているものもあれば、長元四年八月七〜一〇日の外記勘申や、同年九月二二、二三日の外記勘申のように勘文土代が記載されているものもあり、内容は多岐にわたる。

これらは基本的に公日記や官司の記録、法典類を参照しており（陰陽道は別だが）、臨時のことについての参照である点、大納言期の公日記等の参照状況に似ている。しかし、大納言期には儀式的次第や停否等、また神郡寄進のように朝廷の決定に基づく案件であったのに対し、右大臣期の例には偶発的な事件の処理が多い。また、大納言期は自ら参照している場合がかなりあるが、右大臣期では公日記などは専ら官人が参照情報を持つてくることが多い。大納言期に見られる勘文は三件だが、右大臣期には八件となっている。しかも大納言期の三件はいずれも後一条朝のもので、頼通も摂政（のち関白）になり、実資が上卿を勤仕しうる人間の中で実質的な最上位になってしまっていた時期である。³⁹ 右大臣になったことで記録情報が「勘文」という形で整理されて流入するようになったと見てよいだろう。

尚、上卿以外が勘文を見るには制約があったであろうことは、次の記事からも窺える。

大外記敦頼朝臣来云、今日叙位議始、小勘文土代、昨日覽_レ左府、今日清書持参者、密々見_レ之、（後略）
実資が大納言であった寛弘八年（一〇一一）正月五日の記事である。叙位議は基本的に大臣が上卿を勤むべき儀である。⁴⁰ その小勘文なので、本来ならば事前に実資が見ることはできない。しかし、この小勘文作成に当たったのが家人の菅野敦頼だったので内々に事前に見ることができたのである。

このような勘文の情報は、「外記日記」や『西宮記』の「可設備文書」に見られる「国史」、律令、官符・宣旨類や官司に蓄積された記録等の参照件数を増やしている。表二を中納言期から通して見ると、全体的に「外記日記」や各種記文、「可設備文書」が多いのは中納言期・大納言期にも指摘してきた通りである。実資の場合、上臈の公卿の能力的問題もあり、例外的に大納言でも上臈になってから公日記や漢籍の参照数の増加が見て取れるが、右大臣期には特にそれらが勘文の体裁をとって官人から集約的に提供されることが増えるのである。公日記や漢籍は勘文作成時に引かれるようなものが

多い。陰陽道関連の勘申記事や年号勘文の掲載等により、漢籍の情報が盛り込まれるようになっていくのである。

右近衛大将として実資が参照した記録類については本章の(Ⅲ)及び表三の通りである。他、右大臣として、治安元年(一〇二二)七月二五〜二九日の任大臣儀や、同年一〇月一六・二六日の右大臣上表について『清慎公記』を中心に参照したり、長元四年(一〇三二)九月一七日に複数の別当に補された場合について『清慎公記』を参照したりしている。

一方、実資自身は直接関与しない、他者が上卿を勤める儀については、右大臣期の前半は大納言期と変わらないが、万寿三年に公任が出家し、翌四年に源俊賢、道長、行成と相次いで薨すると、やや変化する。実資が自身のために調べる記事と、誰かから情報が持ち込まれる記事が減り、実資が誰かに情報を提示する記事が大半を占めるようになる(五三件中二九件)。関白頼通をはじめ、公卿の殆どが実資より若いだけでなく、経験も知識も浅い者となってしまう、自然と実資は教える立場の者となってしまうためと考えられる。そして、実資から他者への記録情報提示記事二九件のうち、二〇件ほどが頼通からの問い合わせに対して蔵人頭等を経由して答える等、実資からの情報が頼通の許へ運ばれると見られる記事なのである。たとえば、『小右記』万寿四年二月六日条で、

(前略) 付中將令達漏、帰来云、以藤宰相広業達関白、被報云、具承之、但明日可行葬送事、同日可有薨奏・御錫紵・警固・々関等事歟、心神不覚、可然様可申行、貞信公御葬、家子大臣冠歟直衣歟、如何、可示案内者、余報云、因永祚例一々可被行、唯先有固関、其後有薨奏、次第違濫、有不静云々、先有警固・之(々々)関等由彼問云々、猶先可被行薨奏、亦明日服着、錫紵令除給之日当重日、尋前跡可被行歟、可被縮日数歟、将可被延歟、臨歳末遣固関使有事煩歟、被属於国可宜乎、又貞信公御葬送事、清慎公不被慥記、但葬礼皆着凶服、不可着直衣乎、清慎公従家不被行葬礼、先移山寺、従彼(被)行葬礼、仍従家相、従上下其装束如尋常、亦明年正月節会等事大略申達、(後略)

道長が薨去し、頼通がその葬儀について諸々の対応について聞いて来た時に、その一々に答える中で忠平の葬儀の時の記

録の有無にも触れている。このように、判断の根拠なり当否なりを実資に尋ねる機会が増えるため、実資から他者（特に公卿）に情報を送る記事には、儀式次第や装束、停否に関するものが多い。廟堂の長老・重鎮としての実資の姿をみることができる。

おわりに

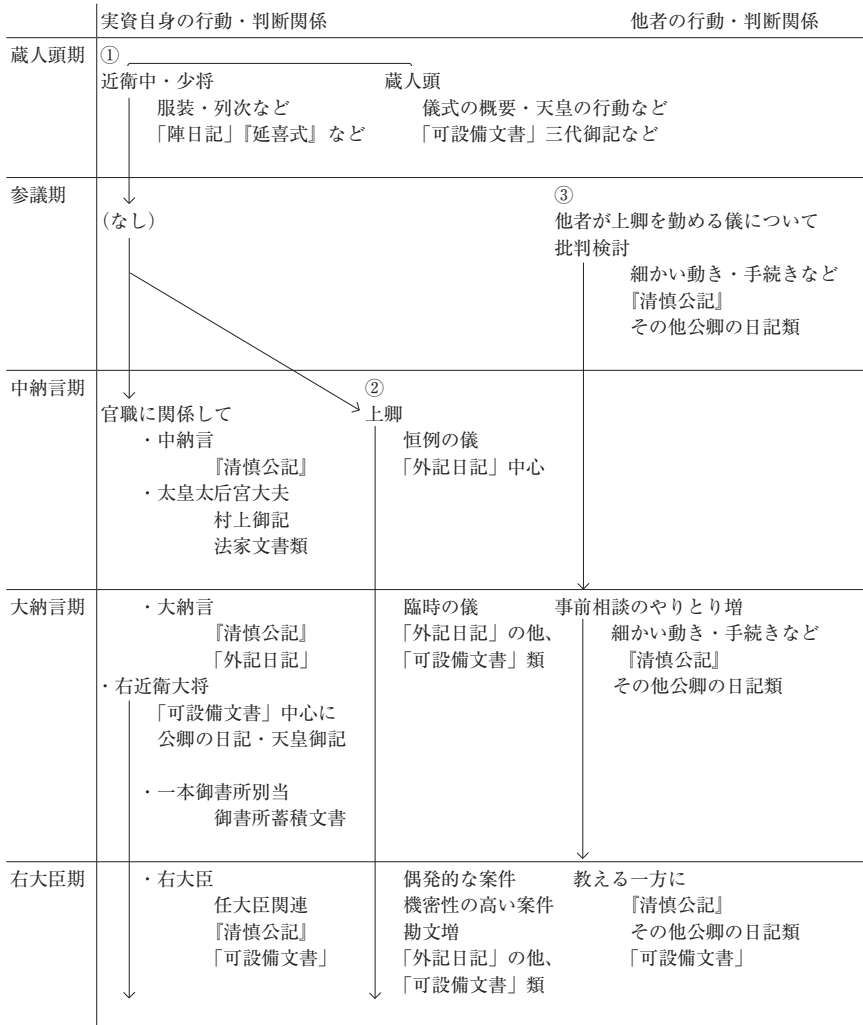
以上、実資の身分に合わせて、どのようなことについて、どのような記録類が参照されて実資の許に流れこんできたかを見てきた。時期ごとに「○○として…」が複数あったことからわかるように、文字情報を参照する契機は必ずしも一つではない。およそ、①自らの官職にあるべき振る舞いと、職務に関わつての参照、②その中でも特に中納言期以降の上卿を勤仕する上での参照、③他者が上卿の儀や、その他他者の行動・判断に関わる参照、の三つに分けられ、それぞれに流れがあり、それを整理したものが図一である。

①の自らの官職にあるべき振る舞いと、職務に関わつての参照記事は、参議期を除くとその時に就いていた官職に従つて断続的に見られる。参照記録類も「可設備文書」と『清慎公記』を中心に天皇御記や「外記日記」等、様々である。

②の上卿を勤仕する上での記録類参照記事は先述の通り中納言期から出始める。実務官人からの情報を中心で、以降、大納言、右大臣と昇進に合わせて臨時の大規模な儀や偶発的な案件を手がけるようになるにつれて、入手できる情報が、外記日記のように母体の情報量が大きすぎて探し当てるのに手間のかかるものや、漢籍のように的確な情報を得るためには専門的な知識も必要とするもの、機密性の高いものなどへと広がっていく。参照されるものは公日記や官撰の法典・儀式書類が中心で、補足的に個人の日記が使われるというのは一貫してみられる特徴である。

③の他者の行動・判断に関わる参照では、儀式の運営・停否等全体に関わるものよりも個人の所作・装束等に関するも

図一. 文字情報利用の流れ



のが多い。参議・中納言の間は実資自身が事後に復習的に批判・検討していることが多いが、大納言期、特に上臈の大納言となる三条朝以降は他者から相談されるケースも増えてくる。これはその時々々の政治状況の影響を受けて微妙に話題の傾向を変え、廟堂から同世代の人が消える道長薨去あたりからは自身より若い者へと情報を提示する記事が中心となっていくのである。参照する記録類については、改めて表一と表四の典拠欄を見比べればわかるように、参議期には『清慎公記』が圧倒的に多いが、大納言期になると『清慎公記』以外の貴族の日記や天皇御記、「外記日記」等も満遍なく参照し、「可設備文書」も見ていることがわかる。実資の場合、手許にある最も整った、詳細な情報源が『清慎公記』であるのは間違いないのだが、それが唯一絶対ではなかったことも窺えるだろう。⁽⁴²⁾

参照された記録・典籍類については、まず、『西宮記』のいう「可設備文書」が、実資がどの身分であろうと、どのような話題であろうと参照されている。官司に蓄積された文書類や『延喜式』等は実務官人からの提示も多い。実資自身を上卿を勤仕する際の典拠として特に多用されており、実資自身だけでなく、広く流布していたらしいこと、依拠すべき典籍類の枠組みがほぼ決まっていたらしいことを窺わせる。

養父実頼の『清慎公記』については、養父のものを譲り受けたとみて間違いないだろう。二章で少し触れたように、初めから大部分を保有していた訳ではないだろうが、主要情報源として「可設備文書」と双壁をなしていたものと考えられる。

「外記日記」については、実資の参照の仕方からかなりの分量が手元にあったことが窺われる。⁽⁴³⁾一方で、上卿を勤仕する場合に官人から勘申される数も昇進につれ増えており、使い勝手の良い情報であると共に政務運営システムに根ざした情報であったことがわかる。

天皇御記、特に醍醐・村上二代のものについてはやはりまとまった量が実資の手元にあったらしいことがわかる。⁽⁴⁴⁾他の『吏部王記』や『九曆』、『貞信公記』、『八条大将記』等も、実資は自ら参照していることから所持しているものとみられ

(45) これら個人の日記類については、細かい所作や装束などを、個人的に参照する際に使われることが多い。また、表一、四と表二、三を比べるとわかるように、公卿とのやりとりの中では多く参照されるが官人とのやりとりで使われることはあまりない。このことは、天皇以下公卿等の日記が、公卿となるような人にとつて、『西宮記』巻十 殿上人事所載の諸典籍類（大方が持っているもの）に加えて必要な情報源であったことを窺わせる。

そして、公卿の間でも、実資は持っているが他の人はあまり持っていないものもある（『清慎公記』『八条大将記』等）。逆に、他の人が参照しているが実資がもっていないと判断できるものを見つけたのはかなり難しい。(46) 豊富な蔵書ということとは、実資を語るときにほぼ必ず出てくることばだが、それは公卿として必要なものが豊富ということなのだろう。

そして、説話等の「賢人右府」という実資像は彼の公事への練達に由来するものだが、当然初めからそのような存在であった訳ではなく、長い蓄積を経た彼の政治生活の後半、文字通り「右府」の姿であったこともわかる。実資の情報集め方が特殊なのか否か等、まだ詰めるべきところも多々あるが、記録・典籍類の相対的な位置付けや文字情報の広がり方を考える一助となれば幸いである。

注

(1) 「九条殿遺誠」。日記の起りや作成目的、形式については、土田直鎮「古代史料論」記録部（『岩波講座日本歴史』二五 別巻二、岩波書店、一九七六年）、山中裕編『古記録と日記』上、I 日記の成立と変遷 1 古記録と日記（思文閣出版、一九九三年）など、様々なところで言及されてきている。

(2) 和田容理子「『小右記』における無記名情報の記事に

関する考察―『伝聞』・『後聞』・『或人云』について―」『古代文化』五一、一九九九年。

(3) 記録・法典・典籍・文書それぞれの検討は進められてきている。池田源太「平安朝に於ける「本文」を權威とする学問形態と有職故実」（古代学協会編『延喜天曆時代の研究』所収、吉川弘文館、一九六九年）、宮城栄昌「平安文学からみた『延喜式』の施行力」（『撰関時代史の研究』所収、吉川弘文館、一九六九年）、龍福義友「日記の思

考』（平凡社、一九九五年）、松園齊 a 『日記の家』（吉川弘文館、一九九七年）、同 b。『王朝日記論』（法政大学出版局、二〇〇六年）、末松剛『平安宮廷の儀礼文化』（吉川弘文館、二〇一〇年）、上杉和彦『日本中世法体系成立史論』校倉書房、一九九六年）、他。

(4) 『日本書紀』と『続日本紀』以降とは、編纂意図・読み手の意識に大きな差があるといわれてきた（坂本太郎『六国史』（吉川弘文館、一九七〇年）他）。日本紀講書が『日本書紀』を対象としたこと等から考えて当然と思われるが、一方で『類聚国史』で類聚の対象になっていないのが『日本書紀』でも神代だけということを考えると、『日本書紀』とそれ以降とを全く別に扱うのはためらわれる。そのため、ここでは一括りにしておいた。

(5) 「記文」についてはまだ見解が定まっていない。官司ごとに朝儀・祭祀の実際を記録・保存した日次記の類とする説（西本昌弘「儀式記文と外記日記」『弘仁格式』序の再検討―）（同『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年所収、初出一九八七年など）、各官司が政務の参考とするために、関係する儀式次第やその官司への法令などをまとめたものとする説（武光誠「記文と律令政治」〔山中裕編『平安時代の歴史と文学』歴史編、吉川弘文館、一九八一年〕）、個々の儀式行事ごとに各官司で作成された日次記及び儀式文（所功『内裏儀式』と『内裏式』の関係）〔京都産業大学日本文化研究所紀要〕五、一九九

九年）他）、種々の行事が行われる度に作成され、各官司及び外記局に保管された記録文とする説（中野敦之「外記局の文書保管機能と外記日記」（河音能平編『中世文書論の視座』、東京堂出版、一九九六年）等）、諸説あってそれぞれ微妙に違うが、外記局を含めた官司にて作成・保管された記録という点では共通しているもので、ひとまずはこのように位置付けることとした。

(6) 以下、便宜的にまとめて「可設備文書」とする。

(7) 竹内理三「口伝と教命―公卿学系譜（秘事口伝成立以前）―」（『竹内理三著作集』五より）。「律令制と貴族政権 II」（角川書店、一九五八年）所収。『歴史地理』七五・三・四（一九四〇年）初出。但し、小野宮流についてはともかく、九条流については流派意識が薄かったのではないかと指摘が末松剛「平安時代における摂関家の先例観について―御堂流故実の再検討―」（『九州史学』一二四、一九九九年）によりなされている。

(8) 赤木志津子「摂関家と小野宮家」（同『平安貴族の生活と文化』所収、パルトス社、一九六四年）、山中裕「藤原道長とその時代」（同『平安時代の古記録と貴族文化』所収、思文閣出版、一九八八年）、隴谷寿「藤原実資論―円融・花山・一条天皇時代―」（『古代文化』三〇・四・五、一九七八年）、吉田早苗「藤原実資の家族」（『日本歴史』三三〇、一九七五年）、服藤早苗「摂関家における『氏』・『家』―『小右記』にみられる実資を中心として

—(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』所収、吉川弘文館、一九八七年)、渡辺直彦「藤原実資家「家司」の研究」(同『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版、吉川弘文館、一九七二年)、関真規子「藤原実資と家司について」(『大正大学大学院研究論集』二四、二〇〇〇年)等。

(9) 校訂についても同書に従い、「」にて示してある。

(10) 『北山抄』巻五 大嘗会事の卯日、天皇が大嘗宮に御すくだりの割書に「内侍二人候_二御劔璽_一、寛和、次将候_レ之」とあり、また『江家次第』巻一五 大嘗会の卯日、悠紀殿(大嘗宮)に御すくだりにも「内侍二人候_二御劔璽_一、寛和次将候_レ之、承暦次将二人執、」とある。次将は近衛中将のこと。中将が候するのはこの記事の寛和度が初例だったらしい。

(11) 橋本義彦「外記日記と内記日記」(同『平安貴族社会の研究』第四部、吉川弘文館、一九九三年、初出一九六五年)、黒須利夫「諸司式と儀式—「事は儀式に見ゆ」の再検討」(『延喜式研究』二一、二〇〇五年)。

(12) 小口雅史「内記日記と外記日記」(山中裕編『古記録と日記』上、思文閣出版、一九九三年)、西本昌弘『冊命皇后式』所引の「内裏式」と近衛陣日記(同『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年、初出一九九二年)等。

(13) 『小野宮年中行事』に『弘仁式』、『貞観式』も引かれ

ていることから、実資が『延喜式』の他に『弘仁式』、『貞観式』も所持、参照していたことが指摘されている(所収『小野宮年中行事』の成立)(同『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年所収、初出一九八四年)他)。本条の「府式」がそのいずれかであるという確証は現時点ではないので、ひとまず「近衛府式」としておく。

(14) この「内裏式」については、「内裏儀式」逸文と考えられることを西本昌弘氏が「内裏式」逸文の批判的検討—二つの「内裏式」をめぐる—(同『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年所収、初出一九九三年)にて指摘している。本稿では「内裏式」と「内裏儀式」、どちらとも特定し兼ねる場合もあるため、「内裏式」と表記する。

(15) 尚、「可然歟、」に続く「検延喜十六年日記、…」以下の割書は、実資が外記日記等によって調べたことを補足的に書き留めたものだろう。外記日記・殿上日記どちらにも記載されているような事柄なので断言はできない。

(16) 土田直鎮「平安時代の政務と儀式」(同『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年所収、初出一九七四年)、同「上卿について」(同書所収、初出一九六二年)。

(17) 『藏人式』に「内則忝_二陪近習_一、外亦召_二仰諸司_一」とあり、『西宮記』巻十 侍中事に「殿上諸事并諸奏事、皆藏人頭以下所_レ職也、」とある。

(18) 『西宮記』巻十、殿上人事の他、日記類については松

蘭齊「家記の構造」(前掲注(3) a 第三章、吉川弘文館、一九九七年所収) 四二～四六頁表など参照。

(19) 『日本文徳天皇実録』 斉衡元年四月庚辰条。

(20) 『日本三代実録』 元慶三年三月癸丑条、正子内親王崩御の記事の伝の中にみえる。

(21) 『日本文徳天皇実録』 嘉祥三年五月五日条、橘嘉智子葬送記事中の伝。淳和天皇讓位・仁明天皇即位から始まる『続日本後紀』には冒頭から「太皇太后」の称で登場している。

(22) 『日本三代実録』 元慶六年正月七日庚戌条。

(23) ここでいう「国史」が指すものは、『日本書紀』から『日本三代実録』までの、いわゆる六国史を指す場合、またはそこから『日本書紀』を除いたもののそれぞれを指す場合、総称の場合、『類聚国史』の略称の場合、等いくつかの可能性が考えられるが、『類聚国史』の該当箇所は現在欠巻のため、いかに参照した可能性が高くとも確認不能であり、そもそも「国史」は六国史の総称として使われていたものでもあるので、ここではひとまず、漠然と六国史の総称としておきたい。

(24) 実際、実資が大納言になった頃の定の記事では、各人の申詞まで詳しく書かれているものも多々ある。

(25) 一条天皇の外祖父・藤原兼家が七月に薨じている。正暦改元は十一月のこと。

(26) 同年七月に娘を亡くしていることを指すか。

(27) 万寿四年十二月三十日条。

(28) 天徳元年(九五七)生まれの実資に対し、公任は康保三年(九六六)生まれ。「一家」云々は『小右記』寛仁二年(一〇一八)三月一九日条など。注(8) 服藤論文等も参照。

(29) 梅村恵子『清慎公記』(山中裕編『古記録と日記』下、思文閣出版、一九九三年)では、正暦四年(九九三)五月二十日条の、「書」写在「藤相公御許之故殿御日記」、公任の許にある『清慎公記』を実資が書写している記事をもとに、実頼自筆原本の多くは頼忠に相続された可能性を指摘している。

(30) 土田前掲注(16) 論文。

(31) 寛仁四年十一月十二日条、治安三年四月五日条など。ここでは記録類を参照している記事に触れるにとどめるが、一連の動きについては、土田氏前掲注(16) 論文、同『日本の歴史 5 王朝の貴族』(中央公論社、一九六五年)、大津透『日本の歴史 6 道長と宮廷社会』(講談社、二〇〇一年)等に詳しい。

(32) 実資の任大臣大饗関連(治安元年(一〇二一)七月二五～二八日条)や公任の後一条天皇即位儀式文作成(長和五年(一〇一六)正月二二日条)等。

(33) 土田直鎮『日本の歴史 5 王朝の貴族』(中央公論社、一九六五年)。

(34) 朝経は、長和三年二月十七日、荷前使の日に用事が

重なった場合どうすべきかについても先例を実資から聞いている。

(35) 長和三年(一〇一四)一〇月二一・二二日他、東宮の母后拝観関連、長和四年四月七日・七月一〇日、天皇御樂の間の官奏に左大臣が候すべきか否か、等

(36) 即位後諸国奉幣関連(長和五年二月二十九日、三月二日)、除目直物(同年四月四日)、任太政大臣大饗関連(寛仁元年(一〇一七)一月一日、二月一日)、天皇元服(同年二月三〇日)、神郡寄進(寛仁二年一月一日)、王氏是定(寛仁三年正月五日)、刀伊の入寇関連(同年四月一八日)等。

(37) 『元秘別録』所引『小右記』長和元年(一〇一二)二月二十五日条逸文。

(38) 同年二月二日条。

(39) 左大臣が藤原顕光、右大臣が藤原公季、内大臣の藤原頼通は撰関兼任、最上臈の大納言は藤原道綱。実際、寛仁四年の豊明節会内弁や除目上卿も実資が勤めている。

(40) 『西宮記』卷一 五日叙位儀「大臣以下着議所、自_二右近陣_一出日華門着、一人〔大臣〕入_二南幕_一着、已下_二」や、『北山抄』卷一 五日叙位議事、「大臣着_二左仗座_一、_二以下、割書部分に「大納言為_二上卿之日、_二」〔大臣不参、大納言亦得之、_二等から窺える。寛仁三年(一〇一九)正月五日叙位議では大臣が不在となつてしまい、大納言四人(道綱・実資・齐信・公任)で行っている。

(41) 松蘭斎「外記局の変質と外記日記」(前掲注(3) a 著書一〇章、初出一九八七年)、同「中世の外記」(同書一章、初出一九九四年)。

(42) 『清慎公記』の位置づけについては稿を改めて論じた。

(43) 本来外記日記等の外記文殿の文簿は持ち出し禁止である(『延喜太政官式』文殿書)。これには実資の家司や家人に外記関係者のいることが関係しているとの指摘がある(菅野敦頼・清原頼隆等。松蘭氏前掲注(3) a 著書第三部第一〇章)。今までに見た家人等のはたらき(小勘文士代を密見させるなど)からすると考えられるところだろう。

(44) これらは、殿上御厨子に保管されているものだが半ば公開されていて、早くから書写されていたらしい(松蘭氏前掲注(3) a 著書第二部第六章)。長徳段階で散逸甚だしいことから考えると、『権記』長徳四年七月一三日条)、実資も閲覧可能な立場にはあったが、実資が書写したものはなく、やはり実頼書写のものが伝えられた可能性が高い。しかし、『清慎公記』自筆原本の大半が頼忠に伝えられたのだとしたら、実頼書写の天皇御記についてもまったく量を実資が直接譲り受けるのは難しいだろう。『村上御記』が『小右記』にまともに見え始めるのは頼忠の遺領等を実資・公任・佐理の三者で処分した永祚元年十月以降であり、所有時期についてはここでは断言は避けてお

く。

(45) これらについても、天皇御記同様の事情から、実頼書写のものを直接、または頼忠経由で受けたか、頼忠（のち公任）のもとにあったものを写したか（『八条大将記』についてはほぼ間違いなく八条大将藤原保忠の養子でもあった頼忠からであろう）、どちらかで考えてよいのではなからうか。

(46) 松蘭前掲注（3）a 書第三章。

(47) 前掲注（8）諸論文等。

(48) 飯沼清子「賢人右府」実資考―説話の源流の展望―」（『日本文学論究』四七、一九八八年）。

（お茶の水女子大学院博士後期課程）